

岩手県議会告示第1号

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月25日

岩手県議会議長 千葉 伝

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成12年岩手県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）				
開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額	開示の実施の方法	区 分	金 額		
複製物の 交付	1 <u>フレキシブルディスク</u>	1枚に	40円	複製物の 交付				
	<u>カートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	つき						
	2 <u>光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	1枚に	80円				1 <u>光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	1枚につき80円
	3 <u>光ディスクカートリッジ（日本工業規格X6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	1枚に	440円					
	4 <u>録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物</u>	1枚に	120円					
5 <u>ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物</u>	1枚に	190円						

					2 1に掲げる以外の複製物				当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 <u>（両面に複写した場合にあっては、20円）</u>	紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき10円 <u>（両面に複写した場合にあっては、20円）</u>	当該複製物の作成に要する費用に相当する額
		カラー	1枚につき	40円 <u>（両面に複写した場合にあっては、80円）</u>			カラー	1枚につき40円 <u>（両面に複写した場合にあっては、80円）</u>	
	2 1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額	2 1に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程別表第2の規定は、この告示の施行の日以後にされた開示請求（岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。